

# 2008年秋年末闘争の経過と総括について（案）

## I はじめに

アメリカのサブプライムローンに端を発した金融不安は世界的に波及し、アメリカ・ヨーロッパなどの大手金融機関が破綻の危機に陥るなど、世界的金融危機となりました。国内的にも、輸出依存型の自動車、家電をはじめとして業績は悪化し、物流にも大きな影響が出るなど全産業の雇用が脅かされています。

国内においては9月福田内閣が政権を投げ出し政局は混乱し、10月総選挙がとり沙汰される状況となりました。福田内閣を引き継いだ麻生自公内閣はひたすら延命策に終始し、景気対策や雇用問題など山積する問題に対してなんら対応することもできず、きわめて不安定な政治情勢が続いています。一方現職幹部自衛官が政府見解である村山談話を否定し公然と憲法批判をするという事態が起きました。平和を脅かす大変危険な動きであると見なければなりません。

また、今年10月全国港湾労働組合協議会は36年の歴史を発展的に解消し、更なる産別運動の発展をめざして全国港湾労働組合連合会を結成しました。このような情勢の中で、全港湾は、産業別闘争の強化を重視しつつ、原子力空母母港化反対、非核・平和条例の取り組みなど反戦平和の行動に積極的に参加しました。さらに、組織拡大キャンペーン期間を設定して、組織拡大を積極的に取り組みました。

以下、2008年秋年末闘争の経過と総括について提起します。

## II たたかいの経過

### 1 労働条件引き上げのたたかい

#### (1) 冬季一時金闘争

①各地方は、昨年と同季の率・額を下回らない要求を設定し、10月15日から11月11日までに要求書を提出しました。各地方の要求額、要求提出日、回答指定日は以下の通りです。

地 方	要求額	要求提出日	回答指定日
北海道	分会ごと	分会ごと	11月18日
東 北	3.5ヵ月	10月15日	10月24日
日本海	80万円	11月 4日	11月18日
関 東	85万円以上	11月 4日	11月14日
東海5支部	77万円以上	11月 6日	11月12日

名古屋支部	分会ごと	11月11日	11月26日
関西	支部ごと	支部ごと	支部ごと
四国	80万円	11月7日	11月21日
九州	70万円以上	11月7日	11月14日
沖縄	3.5ヵ月	11月4日	11月27日

- ② 各地方は要求書提出後、諸要求とあわせて積極的に交渉をすすめました。日本海地方は11月18日に検数分会も含めて有額回答を引き出し、ほとんどの分会が妥結、東北地方は11月下旬までに大半の分会が妥結しました。いずれもほぼ昨年並みないしは若干下回る妥結でした。関東、東海、四国、九州地方の第1回回答は昨年を下回るものでしたが、北海道、関西地方の第1回回答は昨年をやや上回る回答でした。経済の先行き不安感があるなか、有額回答提示が例年よりやや遅れるという傾向も見られましたが、粘り強い交渉を続けました。12月1日時点で有額回答が示された分会は全体の35%に留まりました。回答額平均、妥結額平均とも昨年をやや下回る額で推移しました。
- ③ 12月19日現在、全闘争分会419分会中342分会(82%)に有額回答が示され、そのうち302分会(88%)が妥結しました。回答額平均は471,695円で昨年同時期の476,137円を4,442円下回っています。職種別に見ると港湾の妥結額平均は510,623円で昨年同時期を3,250円減、一般職種は428,962円で昨年同時期を2,628円減にとどりましたが、トラック職種の回答額平均は321,952円で昨年同時期を11,170円下回りました。
- ④ 他団体の状況は、国民春闘共闘(12月5日現在)の集計では加重平均842,405円で昨年比16,908円減、連合集計(12月3日現在)では加重平均702,093円で昨年比9,659円減となっています。日本経団連集計(12月17日)も889,064円で昨年比5,490円減です。

## (2) 到達闘争

労働時間短縮、定年(雇用)延長、退職者の補充、退職金・労災企業補償の引き上げなどを地方毎に要求してたたかいました。定年延長についてはほとんどの地方での要求項目となり、労災補償については東海、関西、九州などの地方が要求しました。

今年度からメンタルヘルス対策についての要求を東海地方、日本海地方が取り組み、東海地方ではメンタルヘルス予防のための診断、個人相談などの対策を企業負担で行う事を確認しました。また、北海道ではこれまで課題であった58歳以降の労働条件改善の取り組みを進め、東北地本では全支部の労使協定の再確認をすすめる

など各地方の特徴あるたたかいもありました。

## 2 港湾における制度政策闘争

### (1) 港湾産別制度のたたかい

① 全国港湾の春闘要求からの積み残し課題について、労使政策委員会で交渉が進められました。焦点は(ア)年末年始特別例外荷役作業についての早期確認(イ)基準賃金について(ウ)神戸港における社会実験の対応(エ)TCB稼動に関する問題(オ)アスベスト対策に関する申し入れなどでした。

9月17日および10月29日に労使政策委員会を開催し、上記懸案事項について交渉を進めました。その結果、10月29日の労使政策委員会で、平成20年度（H20年12月31日～21年1月4日、但し1月1日を除く）年末年始特別例外作業など合意しました。なお、作業ごとの問題や地方港の問題などについては、過去の経過も尊重しながら対応することとし、1月に実態調査を行うこととしました。

(年末年始例外荷役に関する議事確認)

- ・ 日中荷役とする。具体的実施については、地区（港）労使で対応する。
- ・ 出勤者については、特別休日割増賃金、および精励金を支給する。
- ・ 出勤者には協定に則って代休を保障する。
- ・ 例外荷役は、本船作業および本船作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。

② 神戸港の社会実験については、労使政策委員会の交渉で搬出入の責任や17時以降の受け入れの予約制、土日の休止などを確認しました。そのうえで実験実施期間を1年、社会実験終了後の労使協議を確認し、覚書を取り交わしました。

③ 名古屋TCBは雇用、安全についての地区での粘り強い交渉により11月25日名古屋港運協会と名古屋港湾関係労働組合協議会（名港労協）、東海地区港湾労働組合連絡協議会の間で、雇用・職域、自動化導入の影響についての配慮、作業基準の別途協議について確認書を取り交わすことができました。地区で確認した事項を再度、労使政策委員会で中央労使確認として合意しました。

④ 9月30日労使安全専門委員会を開催しましたが、横浜港での重量物荷役中の死亡事故について、行政責任（PSC発動）や事故の原因究明がないまま本船が出港したことなどへの批判が相次ぎました。また、海コンの安全対策やアスベストの取り組みについては要請するにとどまりました。基準賃金については引き続き協議をすることとしました。

### (2) 港湾の政策課題

#### ① 11・20中央行動

11月20日全国から150名が結集する中で08秋年末中央行動が行われ、行

政への要請行動を取り組みました。国土交通省港湾局への申し入れ事項については、港湾秩序維持として、新規参入、スーパー中枢港湾、3国間シャーシーおよび地方港のバルクターミナルなどの件です。また、石綿対策、三島川之江の指定港化についても申し入れました。海コン関係では、燃料サーチャージ法制化、過積・片荷などの法違反コンテナのターミナルでの積み替え権限、20フィートシャーシー無秩序な許可問題などについて申し入れました。

非指定港の対応についてはあらためて早急に努力をすとの見解にとどまりましたが、地方港産業エリア問題については「港運事業者の業域であり、関係者の理解を得ることを重視したい」との回答がありました。また海コン関係では実態や現状を無視した行政のあり方を追求しました。

また、厚生労働省職業安定局には石綿対策、違法就労撲滅、港労法の全国適用および安全、福利厚生について申し入れました。中央行動における要請行動は行政の対応をただすうえで大きな役割を果たしています。厚労省への東京国際コンテナターミナル（TICT）問題の申し入れの中で、労働組合では違法就労の申告ができないかのような対応が多かったことについて、「労働組合からの申告を認める」と再確認し、今後の摘発に関して有効な確認となりました。

## ② 全国港湾地方港対策委員会の開催

11月21日第1回全国港湾地方港対策委員会が開催されました。港湾産別運動といえども、規模・貨物量の多くを占める主要九港中心の議論が多く、地方の中小港運業者に働く労働者の雇用、権利の要求、地方港特有の問題に対する意見を埋もれさせないようにしなければなりません。各地区港湾の取組み経過の報告、年末年始の例外荷役確認、港湾労働法地方港適用問題、事前協議の取組みなどについて検討しました。

全国港湾の地方港対策委員会終了後、全港湾地方港対策会議を開催しました。全港湾は地方港に多くの支部を組織していますが、それぞれの港の特色も違い、抱えている問題も千差万別です。率直な意見交換と本音の議論が必要であることを踏まえ、より地方港対策を充実させるよう取り組んでいくこととしました。

## (3) 雇用職域の確保

### ① 労政審港湾労働専門委員会の経過

港湾労働法施行令に基づき、港労法適用港における労働力の需給調整、雇用の改善、能力開発向上に関する国、都府県、安定センターおよび事業主の講ずべき処置の指針として「港湾雇用安定等計画」を策定しています。現在2009年4月1日から適用する港湾雇用安定等計画について検討が行われています。

専門委員会報告では、港湾労働法における適用港の範囲（地方港の適用）と適用

業種の範囲（検査業務の適用）については、労使行政の考えに隔たりがあるものの、日雇労働者の職安紹介機能の強化、港労法の適用関係の明確化、就労時の安全教育の徹底、福利厚生の在り方の検討など課題を明らかにすることができ、専門委員会を毎年開催することも確認できました。

## ② 全港湾港労法対策会議の開催

11月13日開催した港労法対策会議の中で、中央における審議状況を踏まえ、各地区でも港湾労働専門委員会での議論を平行して行い、労働側意見書に沿って主張していくこととしました。また、港湾労働法遵守強化旬間には出向による違法雇用、港湾倉庫での違法就労の摘発パトロールを実施しました。

## ③ 東京国際コンテナターミナル（TICT）の違法雇用と出向問題

港湾などの派遣禁止業務の中で、特にグレーな扱いであった出向をめぐる問題が、横浜支部国際コンテナターミナル分会の加入で明らかにされました。全港湾に加入した新組合員(港湾労働者証を保持)に対し、当該事業者が「雇用関係はない。出向者だ」として交渉に応じようとしませんでした。そして TICT が、加入した組合員の出向契約を解除（事実上解雇）したことから、横浜支部は直ちに抗議行動に入り、10月2日ストライキに突入しました。現地におけるたたかいの一方で本部は行政に対し出向の違法性を追及し、11月4日付けで「在籍出向の労働者について港湾労働者証は交付しない」として港運業務に在籍出向が適正ではないと文書で回答させました。これによって、港湾労働に対する出向問題に一定の結論が出たことになります。

## (4) 港湾年金裁判

### ① 港湾年金の経過

1974年4月20日協定に基づき1976年6月1日より、港湾労働者生活保障基金制度（港湾労働安定基金）を確立し労働者の無拠出年金として実施、116,000円で支給開始し、下記のとおり金額が変更されてきました。

1976年	6月1日より	116,000円
80年	10月1日より	150,000円
84年	5月1日より	174,000円
86年	5月1日より	200,000円
89年	5月1日より	240,000円
91年	5月1日より	270,000円
93年	5月1日より	300,000円
2000年	5月1日より	250,000円

2000年からの250,000円の金額は99年11月に確認する。このとき、

99年4月以降、新規採用者の年金登録制度を廃止することになりました。

## ② 年金裁判と最高裁決定

2000年5月から年金支給金額が250000円に下がったことを不満として、関西地区OB9名が裁判を行いました。港運労使は「減額処置は事業者負担分の問題であり、適切な処置だった」として争ってきましたが、高等裁判所で敗訴、2008年10月10日最高裁は「上告を受理しない」として9名の意見を認め、差額の支払いが確定しました。

港運労使は安定協会港湾年金訴訟対策委員会の中で、対応策を検討しています。しかし、この年金裁判の結果によってすべてのOBが請求を起こすことになれば、膨大な原資が必要であり、年金制度の継続はできません。

99年4月以降港湾に入り港湾年金が適用されていない青年たちの年金適用復活問題が毎年の大会での論議になっています。そして年金適用のたたかいが始まろうとしている矢先のこの最高裁の判断がもたらす影響は甚大です。青年たちの未来のためにも、先輩諸氏へ年金存続のための協力を訴えていく以外にありません。

## 3 海コン・トラック労働者の制度政策闘争

### (1) 海コン安全輸送法制定のについて

海上コンテナ輸送での事故が多発してきており、事故防止のために海コン安全輸送法の制定を取り組んできました。海コン安全輸送法は①国際基準作り②国内法の制定の2点が骨子です。

国際基準作りは「国際的な基準」を通して、国際競争などの影響で安全が脅かされないようにするためのものです。ITF（国際運輸労連）路面運輸部会総会で決議され、日本における海コン安全輸送法制定の取り組みをもとに、多くの国でも安全輸送対策の取り組みが始まっています。

国内法は①PL法（製造物責任法）を基本とした荷主責任の明確化であり、②ターミナルの義務と権限の強化が基本となります。特に荷主責任については、荷主による貨物情報の提供を義務化させ、海コン事業者がドライバーに周知させることによって安全対策を事前に取りれるようにすることです。また、貨物情報で片荷が明らかになった場合、ターミナルに積み替えさせる権限と荷主に積み替えに応じる義務を果たすことが狙いです。

下記のとおり取り組みを進めてきており、現在重要な時期を迎えています。

### (2) 海コン安全輸送法制定取り組みの経過

今年4月に入って、民主党前原議員を窓口にして法案化が具体的な検討項目となりました。4月から法律の素案作りを内閣法制局と取り組み、6月には民主党議員に海コンの現状と法案の必要性を理解してもらうためターミナル視察を行いました。9月の全国港湾海コン部会で法案を点検したうえで、日港協、全ト協海コン部会（業界）へ理解を得るため

の協議を行ってきました。

11月11日民主党運輸委員会での説明会、そしてコンテナターミナルの実情視察を6月27日、12月4日に行うなどし、法案提出に向けた取り組みを進めています。

#### 4 労働法制改悪反対および国民的諸課題のたたかい

##### (1) 労働者派遣法

労働者派遣法改正の改正要綱について9月24日労働政策審議会で建議が採択、その後厚労省は法案要綱を労働力需給調整部会に提示、11月4日閣議決定、翌日には上程となり、矢継ぎ早の動きで政府派遣法改定法案が上程されました。

専門業務への限定、日雇い派遣の禁止、派遣マージン上限規制、違法派遣受け入れ業者の「みなし雇用責任」の明記、「もっぱら派遣」の禁止、均等待遇の明文化などが現行派遣法から欠落しており、今日の問題となっている点です。しかし、政府法改定案は、現行派遣法の問題点に一切手を触れず、むしろ常用派遣事前面接禁止の解除、雇い入れ通知義務の免除などより緩和処置をとるものとなっています。派遣問題をより拡大する法案といえます。

11月13日総評会館で200名を結集して「派遣法の抜本改正をめざす共同行動11・13出発集会」が開催され、12月4日日比谷野音に2000名が参加し集会と国会請願デモが取り組まれました。主催団体も幅広い共闘が作られ、全野党が参加しました。政党間の温度差が残るものの、労働組合の団結であいまいな改定を許さないための取り組みを進めてきました。

そのような中で、製造業を中心に年末にかけて「雇い止め」「中途解約による派遣労働者の解雇」が相次ぎ、住居を失う人が大量に出てきました。「派遣切り」によって仕事も住居も奪われた労働者に対し、行政が対応できない年末年始期間中の「食と寝る場所」を提供しようと「年越し派遣村」が日比谷公園に開設されました。派遣は大きな社会問題となり、派遣法抜本改正に向けた大きなうねりを作り出しました。全港湾は関東地方の動員の中でこのたたかいを支援してきました。

##### (2) 労働基準法改正

08年12月5日、労働基準法の一部改正が可決、成立しました。残業時間割増率が、45時間から60時間までは労使で協議、60時間超は50%以上となり、来年の4月施行されます。ただし、中小企業の割増率については当面の間引き上げが猶予とされ、施行から3年後に改めて検討するとなっており、事実上中小企業の割増率については放置されている状況です。

##### (3) 介護労働者の待遇改善のとりくみ

介護報酬が03年、06年の2回の改定で4.7%も切り下げられ、介護労働者の労働条件はきわめて劣悪なものとなっています。昨年10月の政府与党閣僚合同会議で介護報

酬3%引き上げの方針が出されたことをふまえ、12月18日、厚生労働省に介護報酬の引き上げを求める申し入れ行動を行いました。介護家政支部、関東地方各支部あわせて26名での交渉となりました。

## 5 平和、人権、環境を守るたたかい

各地方は、地域の仲間とともに米軍再編と基地強化反対など反戦平和のたたかい、原子力空母入港反対など非核平和のたたかいを積極的に展開し、幅広い結集に努力してきました。また、毎年11月に開催されていた護憲大会は、国政選挙と重なる恐れがあったことから、1月31日から2月1日に変更となりました。中央での取組みは以下のとおりです。

- (1) 9月25日、原子力空母ジョージワシントン入港阻止全国集会が神奈川県横須賀市で開催され、4,800人が結集しました。9月25日、多くの反対の声をよそに横須賀港入港を強行した原子力空母に抗議するとともに、原子力空母を一日も早く追い出すための運動に取り組んでいくことを確認しました。関東地方19名、中央本部が参加しました。
- (2) 9月28日、JCO臨界事故9周年全国集会が茨城県東海村で開かれ、東北地方5名、関東地方3名、中央本部が参加しました。
- (3) 10月24日、JR採用差別問題の解決要求実現をめざす10・24中央集会が東京で開かれ、11,200人が結集しました。4者・4団体が解決のために結束してたたかうことを確認しました。全港湾から、関東地方31名、東北地方小名浜支部24名、中央本部が参加しました。
- (4) 10月29日、テロ特措法の廃止を求める10・29緊急集会が都内で開かれ、中央本部が参加しました。
- (5) 11月23日、24日、第9回非核・平和条例を考える全国集会 in 金沢が石川県金沢市で開催され、日本海地方3名、中央本部が参加しました。
- (6) 11月27日、28日、第40回食とみどり、水を守る全国集会が青森県青森市で開催され、東北地方1名、中央本部が参加しました。
- (7) 12月6日に「もんじゅ廃炉を求める全国集会」が福井県敦賀市で開かれました。全港湾から日本海地方3名、関西地方2名が参加しました。

## 6 組織の強化拡大

- (1) 10月から11月を組織拡大キャンペーン期間として、各地方・支部の計画にもとづいて組織拡大に取り組みました。しかし日程の関係もあり今回宣伝ビラについて準備できず、リーフレット・ティッシュでの活動となりました。

09春闘について検討し、組織拡大宣伝ビラおよびリーフレットの一部リニューアルを決定しました。春闘期間の組織拡大キャンペーンに活用します。

- (2) 10月22日青年対策会議を開催し、第12回青年対策交流会議を2月下旬東北



で開催することを確認しました。内容については、①青年部意識調査アンケートに基づく分散討論会②沖縄戦DVD上映③非正規労働者のたたかいとの交流などです。また、将来の活動家育成のためにも青年労働学校（仮称）など支部単位での学習会についても検討し実施の方向を確認しました。

### Ⅲ たたかいの総括

#### 1 労働条件引き上げのたたかい

全港湾の妥結額の全国平均は491,204円です。厳しい情勢ではありますが、粘り強い交渉を続けた結果、前年より14,248円上回ることができました。しかし、現在妥結に至っていないトラックおよび一般などの中小企業の分会の中には、倒産の危機にある企業などもあり、きわめて厳しい状況におかれています。

地方ごとの到達闘争は、10月以降の厳しい経済状況の中で、多くの地方が現状維持もしくは継続協議となっています。一方、メンタルヘルス対策など新たな取り組みでの前進もありました。

#### 2 港湾における制度政策闘争

##### (1) 労使政策委員会

年末年始例外荷役について10月段階での早期決着ができたということと割増賃金と精励金という例外荷役の労働条件が明確となり、日中荷役に限定できたことなど前進をすることができました。また、地場荷主との関係などで難しい状況にある地方港の実態を踏まえ、現状を尊重し地区段階の協議し、1月の実勢調査で総括をすることになりました。

神戸、名古屋のスパ中実験問題では地元協議を積み重ねて職域、雇用などの点での確認書を締結することができました。特に名古屋は、地区での協議が粘り強くすすめられ、地区労使での確認書を締結させたことは今後の産別強化という点で大きい成果です。

##### (2) 港湾の制度政策

###### ① 11・20行動

今年度の秋年末闘争における制度政策闘争は、労使政策委員会における春闘要求積み残し事項の交渉と11・20中央行動による行政交渉でした。しかし、行政に対する要求の策定に関する意見集約・討議がなかったことにより、組合員全体の要求になりえなかったのが実態です。具体的取り組みにおいても前段での折衝、交渉の焦点をどこにするのか、行動の関係でも山場をどこにおくのか、全国での関連行政の追い上げをどうするのかなどの組み立てがなかったのではないで

しょうか。

このようなとりくみでは、成果を挙げることはもとより運動の広がりにつながることもありません。全国港湾連合会の結成、国際会議の開催などきわめて繁忙な日程の中、今期の取り組みが不十分であったことは止むを得なかったとはいえ、次年度以降、運動構築のための反省点とすべきです。

## ② 地方港対策委員会

全国港湾の連合体化で懸念されていた地方港の対策について、現時点での対応策として地方港対策委員会の設置は大きな前進といえます。地方港の対策を充実させていくためには、地方港自身の課題を対策委員会の中での討議で産別要求として具体化させていくことが必要です。また、率直な、現場段階の声を反映させていくために全港湾地方港対策会議の役割も大切です。

中央交渉の場に地方港部会を再開させてほしいという声があります。しかし、地方の業者が地方港部会の重要性を認識しなければ実現しません。地方港としての制度政策要求の確定、各地方での港運業者、港運協会との交渉を積み上げて、中央での地方港部会再開要求と結合させていくことが必要です。

## (3) 雇用職域の確保

09春闘では「港労法の地方港適用」を全国港湾要求とすることが検討されています。労働政策審議会の中で要求の正当性と具体性が明確になりつつありますが、実現するためには地方港の事業者の理解が不可欠です。「港労法の地方港適用」は登録労働者の教育による安全強化や荷役技術の向上をもたらすとともに、登録により港湾労働者を明確にすることは、保有基準による参入規制の強化につながり、職域を守るために効果的です。また、適用業種拡大も検数・検定の波動性に対応するために取り組む必要があります。

これまで港湾は、派遣は認められないが「出向」にたいしては適法かどうかというさまざまな解釈がありました。TICTの出向問題で「在籍出向」は職安法違反に当たるとの厚労省見解を再確認したことは今後の違法雇用問題の取り組みにおいて大きな成果となりました。

## (4) 港湾年金

年金裁判の最高裁判断は港湾年金の存続にさえ大きな影響を持つものとなっています。すべての年金減額分が請求されれば安定協会の財源は破綻し、港湾年金制度は崩壊します。それは港湾労働安定基金、および港湾労働関係に寄与するその他の基金制度全体に与える影響は甚大です。港湾産別制度や業界運営のあり方にさえ影響を及ぼしかねない問題といえます。

港湾年金は労使の交渉の結果の制度であり、制度の約款など法律上の問題点も

あったかもしれませんが、港湾年金制度が劣悪な港湾労働の福祉増進に果たした役割は大きなものがあります。厳しい情勢の中であっても、年金制度を存続させ、青年労働者の新規登録を実現させていかなければなりません。

### 3 海コン・トラック労働者のたたかい

2000年代に入りコンテナ輸送はより拡大の一途をたどり、それとともに海上コンテナ輸送も大きく拡大してきました。海上コンテナの転倒事故など社会問題になってきました。全港湾からはじまった、海上コンテナ輸送の安全問題を法制化によって解決するという取り組みは、民主党議員による法案国会提出が具体的日程に上っており、いま実現に向けて大きく前進しようとしています。

### 4 労働法制改悪反対のたたかい

非正規、正規にかかわらず雇用情勢の悪化は深刻で、11月下旬からの派遣法抜本改正のたたかいが大きな盛り上がりを見せているのは、この状況の反映です。

09春闘の中心的課題として、政府案に反対し派遣法抜本改正のたたかいを組織しなければなりません。

### 5 反戦平和のたたかい

小泉・安倍政権から福田・麻生政権となっても、日米軍事同盟は進んでいます。ブッシュからオバマ政権の交替がそのまま軍縮につながるとばかりはいえません。ブッシュの単独行動主義ではなくこんどは国際協調という関係の中で、他国（日本など）へ軍事費負担の求めてくることも考えなければなりません。日本政府のアメリカ一辺倒の外交政策ではなく、アジアの平和を求める政策に転換させなければなりません。引き続き反戦平和の取り組みは重要です。

### 6 組織拡大

秋から年末のキャンペーンを取り組みましたが、大会以降の準備では十分な組織拡大活動とはなりませんでした。いくつかの支部で成果を挙げることができました。そして、09春闘キャンペーンに向けて、教宣部会でリーフや宣伝ビラの編集も進めてきました。また、厳しい雇用情勢に応えるために労働相談のできるスタッフ作りが必要です。

以上